

辰巳法律研究所&amp;リーダーズ総合研究所

# 民法☆実力診断テスト 試験問題

試験開始の合図があるまで開いてはいけません。

(注意事項)

- 1 問題は1ページから10ページまで10問あり、時間は30分です。
- 2 解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 3 答案用紙への記入およびマークは、次のようにしてください。

ア 氏名は必ず記入してください。

イ 受験番号および生年月日は、所定欄に横書きし、該当箇所をマークしてください。

ウ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

< 択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例 >

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

(正解)



問題1	①	●	③	④	⑤
問題2	①	②	③	④	⑤
問題3	①	②	③	④	⑤
問題4	①	②	③	④	⑤
問題5	①	②	③	④	⑤

※本講座は、自己採点となります。

マークシートの提出はございません。

## 辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



# 法令等 [問題1～問題10は択一式(5肢択一式)]

問題1 失踪宣告に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 戦争・天災・事故などの危難に遭遇して生死不明となっている者は、失踪宣告により、危難が去った後1年の期間が満了した時に死亡したものとみなされる。
- イ 普通失踪宣告を受けた者は、7年間の失踪期間の満了時に死亡したものとみなされる。
- ウ 失踪宣告がなされた後に、失踪の宣告を受けた者の生存が判明した場合であっても、失踪宣告は当然にはその効力を失わない。
- エ 失踪の宣告を受けた者の相続人が取得した相続財産を売却した後に、失踪者が生存していることが判明し、失踪宣告が取り消された場合、契約当事者双方がその生存につき善意でなくとも、売買契約の有効性が認められる。
- オ 失踪宣告の取消しがあった場合、失踪の宣告を受けた者の生存を知らずにその者の財産を失踪宣告により相続していた者は、現に利益を受けている限度においてのみ、相続財産を返還する義務を負う。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 エ・オ

問題 2 錯誤・詐欺・強迫に関する以下の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

ア 表意者が錯誤による意思表示の瑕疵を認めている場合、たとえ表意者自らは当該意思表示の無効を主張する意思がないとしても、第三者が表意者に対する債権を保全する必要があるれば、例外として、第三者からの無効主張も許される。

イ 他人の金銭消費貸借につき連帯債務を負担するにあたり、貸主が誰であるかは連帯債務者にとって極めて重要であるから、貸主が市役所の職員だと思って連帯債務を負担したところ、実はそうでなかったという場合、連帯債務を負担した者は、錯誤無効を主張することができる。

ウ 甲は乙に騙されて甲所有の土地（以下「本件土地」という。）を乙に譲渡したが、甲は詐欺に気づき、甲乙間の契約を取り消した。その後いまだ登記が乙のもとにあるうちに、乙は本件土地を丙に譲渡して移転登記を経由した。甲は本件土地の所有権を丙に対抗することができない。

エ 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、表意者はその意思表示を取り消すことができるが、第三者が強迫を行った場合においては、相手方がその事実を知らなくとも、表意者はその意思表示を取り消すことができる。

オ 相手方に対する害悪の告知により、相手方が畏怖し、畏怖による意思表示をした場合、その際に相手方が完全に意思の自由を奪われていた場合にも、当該意思表示は民法 96 条 1 項の「強迫による意思表示」として取り消すことができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題 3 Xが所有権に基づきYに対し甲土地の引渡しを請求した場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 Xが善意・無過失・平穩・公然にA所有の甲土地の自主占有を開始してから10年が経過する前に、YはAから甲土地を譲り受けて移転登記を経ていたという場合、Xの占有開始から10年経過した後に、Xが時効による甲土地の所有権の取得をYに対抗するためには、所有権移転登記を経由する必要はない。
- 2 Xがその所有する甲土地をAに売り渡し所有権移転登記がされた後に、Aの債務不履行を理由に当該売買契約が解除された場合、解除後にAから甲土地を買ったYに対してXが甲土地の所有権の復帰を対抗するためには、所有権移転登記を経由する必要はない。
- 3 XがAの詐欺によりその所有する甲土地をAに売り渡し所有権移転登記がされたが、Xは売買契約を取り消す意思表示をしたという場合、取消し後にAから甲土地を買ったYに対してXが甲土地の所有権の復帰を対抗するためには、所有権移転登記を経由する必要がある。
- 4 被相続人Aは甲土地をXに遺贈したが、相続人BがAの死亡後Yに対して甲土地を売却した場合、Xが甲土地の所有権の取得をYに対抗するためには、所有権移転登記を経由する必要がある。
- 5 被相続人Aには相続人X Zがいた。Aが自己所有の甲土地を残して死亡したところ、Zは相続を放棄し、Xは単純承認をした。ところがZの債権者Yが、Zを代位してX Z共有名義の所有権移転登記を行い、甲土地のZの持分を差し押さえた場合、XはYに対し登記なくして所有権取得を対抗できる。

問題4 A所有の動産甲の取引に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア Bを執行債務者とする強制競売によって、Cが甲を買い受けた。この場合において、Cは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったときでも、甲を即時取得しない。

イ Aから甲を預かっていたBは、甲をCに売却し、現実の引渡しをした。甲が自動車で、かつては道路運送車両法による登録を受けていたがCに売却された時点では抹消登録を受けていた場合において、Cは、Bが無権利者であることについて善意無過失であるときは、甲を即時取得する。

ウ Aから甲を預かっていたBは、Bが紛失した甲を拾得したCから、Cが甲に関し無権利者であることについて善意無過失で甲を購入し、現実の引渡しを受け占有するDに対し、甲の紛失から1年2か月後に、甲の返還を請求することはできない。

エ Aから甲を賃借していたBが死亡し、その相続人Cは、その相続によって甲の占有を取得した。この場合において、Cは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったときでも、甲を即時取得しない。

オ Aから甲を賃借しCに保管させていたBは、甲をDに売却し、Cに対して以後Dのために占有することを指図し、Dがこれを承諾した。この場合において、Dは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったときでも、甲を即時取得しない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

問題 5 法定地上権に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 Aが所有する甲土地に、その更地としての評価に基づいて、Bのための抵当権が設定され、その後、甲土地上にA所有の乙建物が建てられた後、抵当権が実行された結果、Cが甲土地の所有者になった場合、Bが抵当権設定時、甲土地上にA所有の乙建物が建てられることをあらかじめ承諾していたとしても、甲土地に乙建物のための法定地上権は成立しない。
- 2 債務者Aは、債権者BのためにAが所有する甲土地と乙建物に共同根抵当権を設定した。その後、AはBの承諾を得て、乙建物を取り壊し、Bは土地の競売を申し立てた。それから、AはCに甲土地を賃貸し、Cは甲土地上に丙建物を建築した。この場合、丙建物のために法定地上権は成立しない。
- 3 AとBが共有する甲土地上にAが所有する乙建物が存在し、Aの土地持分に抵当権が設定された。その後、甲土地抵当権が実行された場合、Bの同意がないときは、共有土地に乙建物のために法定地上権が成立しない。
- 4 A所有の甲土地上にAとBが共有する乙建物が存在し、Aの甲土地に抵当権が設定された。その後、甲土地抵当権が実行された場合、乙建物のために法定地上権が成立する。
- 5 Aは、自己の所有する甲土地にBのために一番抵当権を設定したが、同土地にはAの子Yの所有する乙建物が存在していた。Aが死亡したため、Yが甲土地を単独相続し、甲土地にCのために二番抵当権を設定した。その後、一番抵当権が実行され、Xが甲土地を競落した。この場合、乙建物のために法定地上権が成立する。

問題 6 連帯債務および連帯保証に関する以下の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 債権者が連帯保証人に対して履行の請求をした場合、その請求に基づく時効中断の効力は主債務者にも及ぶ。

イ 連帯債務者の1人が債権者に対して債務の承認をした場合、他の連帯債務者に対しても時効中断の効力が及ぶ。

ウ 連帯保証人が債権者に対して債権を有する場合、主たる債務者はその債権を援用して相殺することができる。

エ 連帯債務者の1人が事前通知をせずに弁済をし、その後事後通知をしない間に、他の連帯債務者も事前通知をせずに弁済した場合には、後の弁済が有効となる。

オ 連帯債務者のうち無資力者のみが負担部分を有している場合、他の連帯債務者は無資力者の負担部分を平等の割合で負担する。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題 7 債権譲渡に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの  
の組合せはどれか。

ア AはBに対する債権をCに譲渡し、5月1日付の確定日付のある証書でBに通知し、その通知は5月4日にBへ到達した。続いて、Aは同一の債権をDに譲渡し、5月2日付の確定日付のある証書でBに通知し、その通知は5月3日にBへ到達した。この場合、CはDに対して、当該債権の取得を対抗することができる。

イ AのBに対する債権がCに譲渡され、Cに対する債権譲渡について確定日付のある通知がBに到達している場合でも、その後、Dが、AのBに対する同一の債権を差し押さえ、転付命令を得て、Bにその転付命令が送達されれば、Dは、Cに優先する。

ウ AのBに対する同一の債権がC及びDに二重に譲渡され、確定日付のある通知がBに対し同時に到達した場合、Bは、他方の譲受人の存在を理由に弁済を拒むことはできず、C及びDは、いずれもBに対し債権全額を請求することができる。

エ AのBに対する債権について、Aの債権者Cによる差押えと、AからDへの債権譲渡がなされた場合において、差押えの通知と債権譲渡についての確定日付のある通知の到達の先後関係が不明であったため、Bは弁済金を供託した。この場合、CがDに対して提起した供託金還付請求権確認訴訟において、Cによる自己がDに優先する旨の主張は認められず、Cの請求は全部棄却される。

オ Aは、Bに対する同一の債権をC及びDに二重に譲渡した。Cに対する債権譲渡についての確定日付のない通知がBに到達し、BがCに弁済した後、Dに対する債権譲渡についての確定日付のある通知がBに到達したときには、BはDに対する弁済を拒むことができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 8 転貸借に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 転貸を予定して行われた事業用ビル1棟全体の賃貸借契約が、賃借人の更新しない旨の意思表示により終了した場合であっても、賃貸人が、賃貸人の承諾を得て再転借している再転借人にその終了を対抗できない場合がある。
- 2 土地の賃貸人が賃借人と賃貸借契約解除の合意をした場合、転借人の土地の使用収益権も消滅する。
- 3 賃貸借契約が転貸人の債務不履行を理由とする解除により終了した場合、賃貸人の承諾ある転貸借は、原則として、賃貸人が転借人に対して目的物の返還を請求したときに終了する。
- 4 土地の賃借人が賃貸人の承諾を得ずに転貸をした場合であっても、賃借人は、原状回復義務として、転借人が不法投棄した物を、賃貸借契約終了時に撤去する義務を負う。
- 5 賃貸人の承諾を得ないで土地が転貸された場合には、土地の所有者たる賃貸人は、賃貸借契約を解除すると否とにかかわらず、転借人に対し直接に土地の明渡しを求めることができる。

問題 9 請負に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 建築請負契約においては、常に民法 246 条 1 項ただし書が適用されるから、材料を提供したのが注文者であるか、請負人であるかにかかわらず、請負人が完成した目的物の所有権を取得する。

イ 請負契約において仕事が完成しない間に、注文者の責に帰すべき事由によりその完成が不能となった場合、請負人は、工事の出来高に応じた請負代金しか請求できない。

ウ 注文者と元請負人との間で、請負目的建物の出来形の所有権は、注文者に帰属するとの特約があったとしても、当該特約は第三者を拘束しないので、下請負人が自ら材料を提供して築造した出来形部分の所有権は、下請負人に帰属する。

エ 請負人の目的物引渡義務と注文者の報酬支払義務は同時履行の関係に立つ。

オ 請負契約の目的物に瑕疵があった場合、注文者は信義則に反する場合を除き、請負人から瑕疵の修補に代わる損害の賠償を受けるまでは、報酬残債権全額の支払を拒むことができ、これについて履行遅滞の責任を負わない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 10 不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの  
の組合せはどれか。

ア 責任能力ある未成年者が、他人に損害を与えた場合、まずその未成年者が損害賠償責任を負うが、この者に支払能力がないときには、監督義務者が損害賠償責任を負う。

イ 責任を弁識する能力のない未成年者の行為により火災が発生した場合、未成年者の監督義務者は、民法第 714 条により、当該火災による損害を賠償すべき義務を負うが、当該監督義務者に未成年者の監督について重大な過失がなかったときは、これを免れる。

ウ 被用者の職務の執行行為そのものには属しないが、その行為の外形から観察して、あたかも被用者の職務の範囲内の行為に属するものと見られる場合は、民法第 715 条第 1 項の「事業の執行について」に当たる。

エ 会社の代表者は、被用者の選任監督を担当しているか否かにかかわらず、民法第 715 条第 2 項の代理監督者に当たる。

オ 甲と乙が共同の不法行為により他人に損害を加えた場合、甲と被害者との間で訴訟上の和解が成立し、請求額の一部につき和解金が支払われるとともに、被害者が甲に対し残債務を免除したと解することができるときは、乙に対しても当然に免除の効力が及ぶ。

1 ア・エ

2 ア・オ

3 イ・ウ

4 イ・エ

5 ウ・オ







無料  
動画

# リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

## 取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、  
タブレットで  
視聴できます。

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）